

政務活動費会計帳簿

議員名	清田 哲也
会派名	自由民主党

【令和元年5月分】

日	摘要	要 収入額	支出額	残 額	内訳 (使途項目別)						領收書番号	備考			
					調査研究費	研修費	広聴広報費	要請賃料等 活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務所費	事務費	人件費	その他
前月繰越		0	0												
15 政務活動費受入 (5月)	150,000	0	150,000												
20 事務所賃料		24,054	125,946									24,054		5-1	
30 文具購入費		4,233	121,713									4,233		5-2	
31 印鑑購入費		313	121,400									313		5-3	
			0	121,400											
			0	121,400											
			0	121,400											
			0	121,400											
			0	121,400											
			0	121,400											
			0	121,400											
			0	121,400											
			0	121,400											
			0	121,400											
			0	121,400											
			0	121,400											
			0	121,400											
			0	121,400											
			0	121,400											
			0	121,400											
			0	121,400											
			0	121,400											
			0	121,400											
			0	121,400											
			0	121,400											
月 計	150,000	28,600	121,400	0	0	0	0	0	0	0	0	24,054	4,546	0	0

整理番号

5-1

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

21 D 1- 5-20	送金	48,000	[REDACTED]	[REDACTED]
22 D 1- 5-20	手数料	108		

事業名、使途及び内容等

事務所賃貸料	家賃 48,000
	手数料 108
	<u>48,108</u>

あん分による充当の場合

あん分の率 (50%)

按分による政務活動費の充当額 (24,054 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 [REDACTED] (以下「甲」という。)と借主 清田 哲也 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	高木店舗			階 号室 区画番号()
	所在 地	(住居表示) 大分県佐伯市鶴岡町2丁目7番23号			
	(登記簿)				
	構 造	木造(鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他())/ 瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他())/ (2)階建/全(3)戸			
	種 類			新築年月	年 月
	面 積	m ²			
附 属 施 設					

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所

頭書(3) 契約期間

年 月 日 から	年 月 日まで (年間)
目的物件の引渡し時期	平成27年9月1日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 48,000 円 (内消費税等 円)	管理・ 共益費	月額 (内消費税等 円)	家 貢 保険料	円
敷 金	円 (賃料 ケ月)		円	附 属 施設料	月額 (内消費税等 円)
保証金	円 (賃料 ケ月)	償 却			
その他の条件					
貸与する鍵	鍵No. 本 数				
賃料等の支払時期	翌月分を毎月 末 日まで				
賃料等 の支 払 方 法	□振込	[REDACTED]			
	□持参	持参先			
	□口座引落	委託会社名			

頭書(5) 借主緊急連絡先

(氏名)	清田 哲也
(自宅) TEL	[REDACTED]
(勤務先) TEL	[REDACTED] (会社名・部署名) [REDACTED]
(携帯) TEL	[REDACTED]

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 [REDACTED]
	住所 [REDACTED]

管理業者	商号又は名称
所在地	TEL
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士:登録番号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用する ものにチェックし、 その右欄に所定の事 項を記載する)	<input type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	
		住所	
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保 証会社の提供 する保証	家賃債務保 証会社名	
		主たる事務 所の所在地	

頭書(8) 更新に関する事項

--

頭書(9) 特約事項

--

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲・貸主	氏名	[REDACTED]	[REDACTED]	TEL	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]			
乙・借主	氏名	[REDACTED]	[REDACTED]	TEL	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]			
連帯保証人	氏名	[REDACTED]	団	TEL	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]			

※団は実印

契 約 条 項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

(敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

- 2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
- 3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
- 4 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

第6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく第1項の保証金より償却費として解約時賃料の ケ月分相当額を差し引き、返還するものとする。

4 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなけ

ればならない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
 - 3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)の事業内容を変更してはならない。
 - 4 前3項の場合で甲の承諾を得るとときは、乙は、賃料のヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。
 - 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
 - 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
 - 7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
 - 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
 - 三 騒音等の迷惑行為を行うこと
 - 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること
 - 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
 - 六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
 - 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
- 一 階段・廊下等共用部分への物品の設置
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
- 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

- 第10条** 甲は、第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめその旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。
- 一 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え
 - 二 その他費用が軽微な修繕
- 4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは、乙はこれを賠償する。

(契約の解除)

- 第11条** 甲は、乙が次の各号に該当した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。
- 一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヶ月以上怠ったとき
 - 二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき
- 2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。
- 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
 - 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条の規定に違反したとき
 - 三 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実に重大な虚偽があったことが判明したとき
 - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
 - 五 銀行取引の停止
 - 六 破産手続きの開始
 - 七 民事再生手続きの開始
 - 八 会社更生手続きの開始
 - 九 特別清算手続きの開始
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
 - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
- 4 甲は、乙が第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

- 第12条** 乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、隨時に本契約を終了することができる。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

- 第13条** 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならぬ。
- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む。)を甲に返還しなければな

らない。

- 4 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために緊急やむを得ない事情があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。
- 5 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復して、本物件を引渡し当初の原状に復せしめなければならない。
- 6 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(立入り)

- 第14条** 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
 - 3 本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
 - 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、何ら連絡なく一定期間本物件を不在にし本物件内及び本物件が所在する建物等の保存等に支障が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

- 第15条** 甲は次の各号のいずれかに該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更
- 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

- 第16条** 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする
- 二 長期に休業するとき
- 三 連帯保証人の住所、氏名、緊急の連絡先その他の変更
- 四 連帯保証人の死亡又は解散

(延滞損害金)

- 第17条** 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

- 第18条** 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

- 2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。
 - 一 頭書(7)記載の連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする
 - 二 連帯保証人が死亡し、又は破産開始決定等によって連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第16条の規定に基づき乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする
 - 三 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする

- 3 頭書(7)で「家賃債務保証会社の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。
- 一 頭書(7)記載の家賃債務保証会社が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するため必要な手続きをとらなければならない
 - 二 乙が前号の手続きをとらない場合その他乙の責に帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない
 - 三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

(契約の消滅)

第19条 本契約は、天災、地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。

(免責)

第20条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

第21条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第22条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要が生じたときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第23条 特約事項については、頭書(9)記載のとおりとする。

整理番号

5-2

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証

清田てつや事務所

様 No._____

★ 78467-

但 カードハーフノルダム代金にて

令和元年 3月 3日 上記正に領收回ました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

大分県佐伯市中ノ島2丁目1-3

有限会社 石松堂

代表取締役 阿部 芳記

TEL (09) 2277 FAX (09) 939



ヨクヨウケ-1097

事業名、使途及び内容等

文具購入費(穴あけパンチ)

あん分による充当の場合

あん分の率 (50%)

按分による政務活動費の充当額 (4,233 円)

一部のみ打切り充当した場合

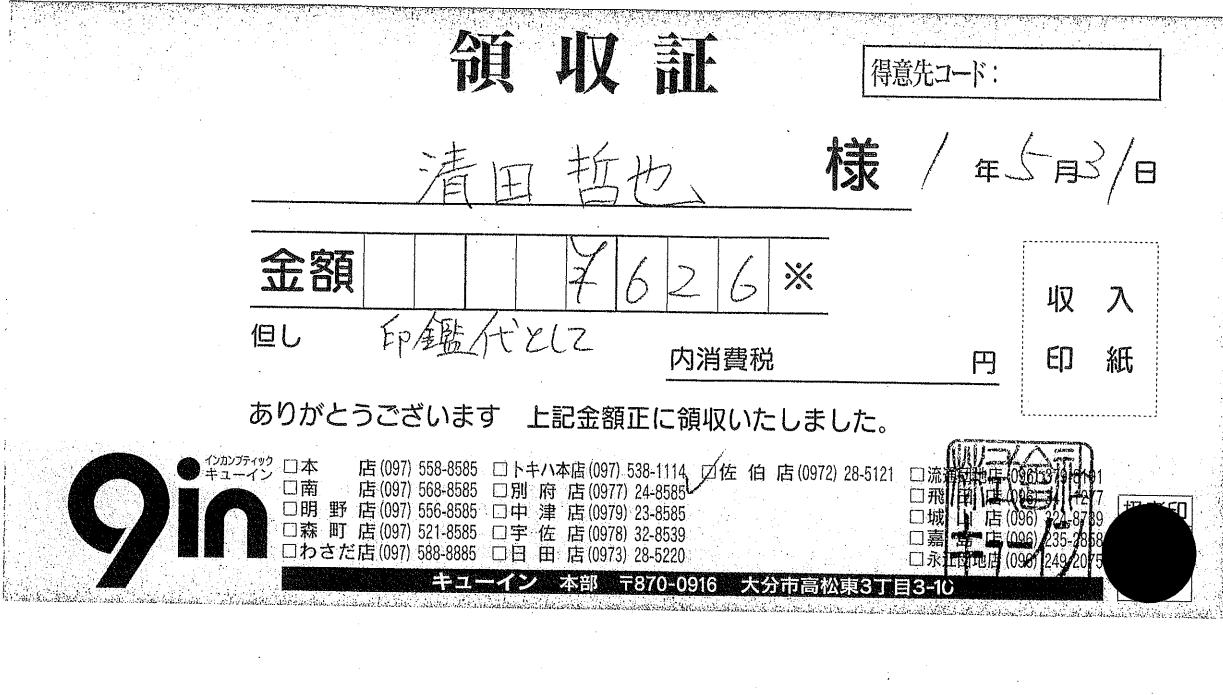
政務活動費充当額 (円)

整理番号

5-3

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄



事業名、使途及び内容等

印鑑購入費(住所判)

あん分による充当の場合

あん分の率 (50%)

按分による政務活動費の充当額 (313 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

令和 1年 5月 1日

大分県議会議長 殿

令和 元 年度 政務活動使用車両に関する届出書

会派名 自由民主党

議員名 清田 哲也



政務活動に使用する車両として、下記のとおり届け出します。

	車名	自動車登録番号	車台番号	初度登録年月	車検満了日	推定燃費 (km)
1	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	平成22年7月	令和3年7月11日	12km
2						
3						

(政務活動補助職員用)

1	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	平成20年6月	令和3年7月8日	15km
---	------------	------------	------------	---------	----------	------

- 注 1 毎年度4月1日現在で作成すること。
- 2 年度中途に車両を新規登録、移転登録又は抹消登録を行い、届け出車両に異動があった場合は、その都度、変更後の内容で届け出すること。
なお、移転登録や抹消登録により、届出車両を使用しなくなった場合は、使用しなくなつた月まで自動車交通費に係る精算手続が必要となるので留意すること。
- 3 「推定燃費」欄には、当該車両のガソリン1ℓ当たりの概ねの走行距離(km)を記載すること。

政務活動費会計帳簿

会派名	自由民主党
議員名	清田 哲也

【令和元年6月分】

日	摘要	収入額	支出額	残額	内訳(使途項目別)							領収書番号	備考		
					調査研究費	研修費	広聴広報費	要講演費等	会議費	資料作成費	資料購入費	事務所費	事務費	人件費	その他
前月繰越		0	121,400												
5 政務活動事務補助職員給与(5月分)		27,200	94,200										27,200		6-1
5 政務活動事務補助職員給与(5月分)		27,200	67,000										27,200		6-2
17 政務活動費受入(6月)		150,000		217,000											
20 事務所賃貸料		24,054	192,946										24,054		6-3
				192,946											
				0	192,946										
				0	192,946										
				0	192,946										
				0	192,946										
				0	192,946										
				0	192,946										
				0	192,946										
				0	192,946										
				0	192,946										
				0	192,946										
				0	192,946										
				0	192,946										
				0	192,946										
				0	192,946										
				0	192,946										
				0	192,946										
月 計		150,000	78,454	192,946	0	0	0	0	0	0	0	24,054	0	54,400	0

整理番号

6-1

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

賃金支払明細書

令和1年5月分

支 払 を	住 所			
受ける者	氏 名			
		手 当	源泉徴 収税額	支 給 計
		超過勤務手当		
	54,400	0	0	54,400
支 払 者	住 所	大分県佐伯市鶴岡町2丁目7番23号		
	氏名又は名称	大分県議会議員 清田 哲也		

受 領 日	受領印
6月5日	

事業名、使途及び内容等

政務活動事務補助職員 給与5月分

あん分による充当の場合

あん分の率 (50%)

按分による政務活動費の充当額 (27,200 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

雇用契約書

氏名	[REDACTED]	生年月日	[REDACTED]
住所		[REDACTED]	
連絡先	[REDACTED]	緊急時連絡先	

下記条件にて契約することに同意します。

雇用期間	令和元年 5月 1日 ~ 期間の定めなし		
就業場所	佐伯市鶴岡町 2-7-23		
業務内容	政治活動事務補助等		
就業時間	午前 9時 0分 ~ 午後 1時 0分		
休日	土曜、日曜、祝日、年末年始		
給与(賃金)	月給・日給・ 時給	800	円
給与支払方法	当月・ 翌月 5日 支払 (末日締切) 事務所にて現金手渡し		

契約書は2通作成し、双方が各1通が保有する。

令和元年 5月 1日

雇用者会派名 自由民主党

代表者又は
議員名 清田 哲也

被雇用者 氏名 [REDACTED] [REDACTED]

整理番号

6-2

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

賃金支払明細書

令和1年5月分

支 払 を 受ける者	住 所 氏 名			
賃 金		手 当	源泉徴 収税額	支 給 計
		超過勤務手当		
54,400		0	0	54,400
支 払 者	住 所 氏名又は名称	大分県佐伯市鶴岡町2丁目7番23号 大分県議会議員 清田 哲也		

受領日	受領印
6月5日	(印)

事業名、使途及び内容等

政務活動事務補助職員 紙与5月分

あん分による充当の場合

あん分の率 (50%)

按分による政務活動費の充当額 (27,200 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

雇用契約書

氏名	[REDACTED]	生年月日	[REDACTED]
住所	[REDACTED]		
連絡先	[REDACTED]	緊急時連絡先	

下記条件にて契約することに同意します。

雇用期間	令和元年 5月 1日 ~ 期間の定めなし
就業場所	佐伯市鶴岡町 2-7-23
業務内容	政治活動事務補助等
就業時間	午後 1時 0分 ~ 午後 5時 0分
休日	土曜、日曜、祝日、年末年始
給与(賃金)	月給・日給・時給 800 円
給与支払方法	当月・翌月 5日 支払 (末日締切) 事務所にて現金手渡し

契約書は2通作成し、双方が各1通が保有する。

令和元年 5月 1日

雇用者会派名 自由民主党

代表者又は
議員名 清田 哲也

被雇用者 氏名 [REDACTED]

整理番号

6-3

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

5 D 1- 6-20	送金	48,000		
6 D 1- 6-20	手数料	108		

事業名、使途及び内容等

事務所賃貸料	家賃 48,000
	手数料 108
	48,108

あん分による充当の場合

あん分の率 (50%)

按分による政務活動費の充当額 (24,054 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

政務活動費会計帳簿

会派名 自由民主党
議員名 清田 哲也

【令和元年7月分】

日	摘要	収入額	支出額	残額	内訳(使途項目別)							領収書番号	備考	
					調査研究費	研修費	広報広報費	要請謝懇費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務所費	事務費	
前月繰越		0	192,946											
4 事務所備品購入		28,350	164,596									28,350		7-1
5 政務活動事務補助職員給与(6月分)		28,000	136,596									28,000		7-2
5 政務活動事務補助職員給与(6月分)		35,000	101,596									35,000		7-3
10 新聞購読料(6月分)		3,085	98,511									3,085		7-4
10 事務所電気料(5月分・6月分)		3,024	95,487									3,024		7-5
18 事務所水道料(7月分)		320	95,167									320		7-6
22 事務所賃貸料		24,054	71,113									24,054		7-7
24 高速道路通行料		2,040	69,073	2,040										7-8
24 駐車場利用料		200	68,873	200										7-9
29 モビ一代(6月分)		1,795	67,078									1,795		7-10
31 新聞購読料(7月分)		4,026	63,052									4,026		7-11
		0	63,052											
		0	63,052											
		0	63,052											
		0	63,052											
		0	63,052											
月 計		0	129,894	63,052	0	2,240	0	0	0	1,795	7,111	27,398	28,350	63,000 0

整理番号

7-1

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証

清田てつや事務所

様 No. _____



¥59,697-

但

片袖デスク 事務用チェア 代

2019年 7月 4日 上記正に領収いたしました

内 訳

文具・事務機器・事務用品

有限会社 ヤマムラ

代表取締役 山村 瑞

大分県佐伯市中村北町8
文具・事務機器(0972)221-0250
取引銀行 大分銀行佐伯支店 普通預金No.440821

200円

事業名、使途及び内容等

事務所備品購入

(対象外商品 ¥2,997)
除く

片袖デスク 41,700

事務用チェア 10,800

請求時消費税 4,200

56,700

あん分による充当の場合

あん分の率 (50%)

按分による政務活動費の充当額 (28,350 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

7-2

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

賃金支払明細書

令和1年6月分

支 払 を 受ける者	住 所			
氏 名				
		手 当	源泉徴 収税額	支 給 計
		超過勤務手当		
56,000		0	0	56,000
支 払 者	住 所	大分県佐伯市鶴岡町2丁目7番23号		
	氏名又は名称	大分県議会議員 清田 哲也		

受 領 日	受 領 印
7月5日	

事業名、使途及び内容等

政務活動事務補助職員給与6月分

あん分による充当の場合

あん分の率 (50%)

按分による政務活動費の充当額 (28,000 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

7-3

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

賃金支払明細書

令和1年6月分

支払を 受ける者	住 所			
氏 名				
賃 金	手 当		源泉徴 収税額	支 給 計
	超過勤務手当			
70,000	0	0		70,000
支払者	住 所	大分県佐伯市鶴岡町2丁目7番23号		
	氏名又は名称	大分県議会議員 清田 哲也		

受 領 日	受領印
7月5日	○

事業名、使途及び内容等

政務活動事務補助職員給与6月分

あん分による充当の場合

あん分の率 (50%)

按分による政務活動費の充当額 (35,000 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

7-4

領収書その他の証拠書類の添付欄

領収書等の添付様式

ご利用代金明細書 2019年6月25日発行 00186VM007515
 領収書のデータを記載するためのもので、お支払日(2019-07-10)と請求書登録日(2019-06-25)を
 下の欄に記入して下さい。ご返送の際も記入してお送りくださいまますので、
 「お支払日」は必ず記入して下さい。お支払日は常に前への入金はお早めにお願い申し上げます。

登録番号「近畿財務局長(12) 第00209号
 お問い合わせ先 9:00~17:00 丸中名休(12/30~1/3を除く)
 お問い合わせはお手元にカードをご用意ください。
 お電話番号はお間違いないようにおかけください。
 カード販売会員/24時間全年無休 010-319-169 (06-6445-3530)
 ホームページ <http://www.smbc-card.com>

お支払日 2019年7月10日(水) 会員登録
 お支払合計額 会員登録
 お支払合計額 会員登録
 お支払合計額 会員登録
 お支払合計額 会員登録

お客様の個人情報保護のため、会員番号の下3桁を表示しておりません。

カード名義
 会員番号
 加入切替日

お客様の個人情報保護のため、会員番号の下3桁を表示しております。

リボ払いと分割払いは上記に表示の利用枠内でご利用いただけます。
 ですが、ご利用金額の上限は合算で120万円です。

あとからリボ・分割：お申込みは 7月 3日までに 通話料無料 0120-863724 で!
 併用のあるご利用枠合計 55,138円を今からリボ払いに変更できます。 サービスコード 51
 併用のあるご利用枠合計 14,065円を今から分割払い(9回以上)に変更できます。 サービスコード 91
 ◆ホームページでも要件中! <http://www.smbc-card.com>

ご利用月日 (年/月/日)	ご利用店名	ご利用金額 支払区分 区分回数	お支払金額	申込
○ #19,610 每日新聞販売店取扱料		3,085	3,085	

4 01-07-10 200

事業名、使途及び内容等

新聞購読料(6月分) 每日新聞 3,085円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

按分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

7-5

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

<p>清田 哲也 様 48137-8352-4843-3350 9012686#</p> <p>カードのご利用枠 (ご購入金額の内訳) 会員登録</p> <table border="1"> <tr><td>ご利用枠</td><td>内り支払い</td></tr> <tr><td>カード利用枠</td><td>内分取・2回・ボーナス</td></tr> <tr><td>キャッシング利用枠</td><td>キャッシング枠</td></tr> <tr><td>内海外キャッシングサービス</td><td></td></tr> </table> <p>*あとからリボ・分割* お申込みは 7月 3日までに 通話料無料 0120-863724 で! *印のあるご利用枠合計 55,138円を今からリボ払いに変更できます。 サービスコード 31. 日印のあるご利用枠合計 14,065円を今から分割払い(3回以上)に変更できます。 サービスコード 31. ◆ホームページでも要付中! http://www.ambocard.com</p>		ご利用枠	内り支払い	カード利用枠	内分取・2回・ボーナス	キャッシング利用枠	キャッシング枠	内海外キャッシングサービス					
ご利用枠	内り支払い												
カード利用枠	内分取・2回・ボーナス												
キャッシング利用枠	キャッシング枠												
内海外キャッシングサービス													
<table border="1"> <tr><td>お支払日</td><td>2019年7月10日(水)</td><td>会員登録</td></tr> <tr><td>支払区分</td><td>5</td><td>会員登録</td></tr> <tr><td>お支払回数</td><td>41</td><td>会員登録</td></tr> <tr><td>加入・切替日</td><td colspan="2">お客様の個人情報を保護のため、口座番号の下3桁を表示しておりません。</td></tr> </table>		お支払日	2019年7月10日(水)	会員登録	支払区分	5	会員登録	お支払回数	41	会員登録	加入・切替日	お客様の個人情報を保護のため、口座番号の下3桁を表示しておりません。	
お支払日	2019年7月10日(水)	会員登録											
支払区分	5	会員登録											
お支払回数	41	会員登録											
加入・切替日	お客様の個人情報を保護のため、口座番号の下3桁を表示しておりません。												
<table border="1"> <tr><td>ご利用枠</td><td>ご利用金額</td><td>お支払回数</td><td>お支払金額</td></tr> <tr><td>(月/年/日)</td><td>支払区分</td><td>今日</td><td>お支払金額</td></tr> <tr><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> </table>		ご利用枠	ご利用金額	お支払回数	お支払金額	(月/年/日)	支払区分	今日	お支払金額	○	○	○	○
ご利用枠	ご利用金額	お支払回数	お支払金額										
(月/年/日)	支払区分	今日	お支払金額										
○	○	○	○										

4 01-07-10 200

事業名、使途及び内容等

電気使用料(イーレックススパークマーケティング)

5月分 2,761円

6月分 3,287円

6,048円

あん分による充当の場合

あん分の率 (50%)

按分による政務活動費の充当額 (3,024 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

7-6

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

大分県佐伯市 口座番号 01730-4-961087
 加入者名 佐伯市水道事業
水道料金納入通知書兼領収書 (公)

令和元年 7月分 使用期間(6月 1日 ~ 7月 8日)
 佐伯市鶴岡町 2丁目 7番 23号

清田てつや事務所 様
 (設備住所)
 佐伯市鶴岡町 2丁目 7番 23号

清田てつや事務所 様

お客様番号	00-012492-002
検針日	令和元年 7月 8日
使用水量	1 m³
水道使用料金	640 円
下水道使用料金	円
合計	640 円

使用料金には消費税及び地方消費税が加算されています。

納期限
 令和元年 7月 31日

佐伯市長

田中 利明



上記の金額を
 領収しました。 領収日付印
 佐伯市水道事業
 出納取扱金融機関
 佐伯市水道事業
 収納取扱金融機関
 領収日付印のないもの、金額を
 訂正したもののは
 無効です。
 お問い合わせ窓口本
 裏面に記載して
 おります。
 この領収書は、
 5年間保存して
 ください。
 収納代行 CNS様
 (納入者保管)

出納済
 1.7.18

鶴岡2
 信用金
 取扱印紙不要

事業名、使途及び内容等

水道使用料 (7月分) 640円

あん分による充当の場合

あん分の率 (50%)

按分による政務活動費の充当額 (320 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

7-7

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

12	D 1- 7-22	送金	48,000		
13	D 1- 7-22	手数料	108		
14					

事業名、使途及び内容等

事務所賃貸料	家賃	48,000
	手数料	108
		48,108

あん分による充当の場合

あん分の率 (50%)

按分による政務活動費の充当額 (24,054 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

7-8

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

(1)

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 大分米良

TEL 097-569-8489
高速道路は便利でお得なETC
あなたもETCをつけてみませんか!

19年 7月24日 14時32分

車種 軽二

通行料金 ￥1,020-
(現金)

-入口料金所- 佐伯

道路損壊や故障車、落下物を発見したら
道路緊急ダイヤル#9910へご連絡下さい
西日本高速道路株式会社
大阪府大阪市北区堂島1-6-20
取扱番号210-00270000-00

(2)

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 佐伯

TEL 0972-22-7706
高速道路は便利でお得なETC
あなたもETCをつけてみませんか!

19年 7月24日 17時49分

車種 軽二

通行料金 ￥1,020-
(現金)

-入口料金所- 大分米良

道路損壊や故障車、落下物を発見したら
道路緊急ダイヤル#9910へご連絡下さい
西日本高速道路株式会社
大阪府大阪市北区堂島1-6-20
取扱番号212-00461717-00

事業名、使途及び内容等

高速道路利用料 2,040円

①佐伯→大分米良 (1,020円)

②大分米良→佐伯 (1,020円)

※政務活動費事務研修(事務員出席)

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

按分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

7-9

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

大手町駐車場

大分市大手町3丁目1番地

TEL 097-534-0320

午前 中文 言正

2019年07月24日 No.000007
出車 16時42分 1702-00
入車 07月24日 15時12分
機器号: 01-877418

料金(例) 200円

現金支払 200円

事業名、使途及び内容等

駐車場利用料 200円

※政務活動費事務研修(事務員出席)

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

按分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

7-10

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

14 D 1- 7-29 |

3,591 Dオイタセヨウクス |

事業名、使途及び内容等

コピー代(6月分) 3,591円

あん分による充当の場合

あん分の率 (50%)

按分による政務活動費の充当額 (1,795 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

7-11

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄



事業名、使途及び内容等

新聞購読料(7月分)

公明新聞 1,887円

聖教新聞 2,139円

4,026円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

按分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

政務活動費會計帳簿

哲也 清田 自由民主党
議員名 会派名

日	摘要	要 求	収入額	支出額	残 額	内訳 (用途項目別)							備考				
						調査研究費	研修費	広報伝報費	要請陳情等 活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務所費	事務費	人件費	その他	
前月繰越			0	63,052													
7 政務活動事務補助職員給与(7月分)			34,800	28,252													
8 政務活動事務補助職員給与(7月分)			31,600	△ 3,348										34,800	8-1		
9 名刺印刷代			6,156	△ 9,504										31,600	8-2		
13 新聞購読料(7月分)			3,085	△ 12,589										6,156	8-3		
13 事務所電気料(7月分)			2,111	△ 14,700													
15 政務活動費受入(8月)		150,000	0	135,300										3,085	8-4		
20 事務所水道料(8月分)			335	134,965										2,111	8-5		
20 事務所電気料(8月分)			2,999	131,966													
20 事務所賃貸料			24,054	107,912										335	8-6		
27 ビ一代(7月分)			682	107,230										2,999	8-7		
			0	107,230										24,054	8-8		
			0	107,230										682	8-9		
			0	107,230													
			0	107,230													
			0	107,230													
			0	107,230													
			0	107,230													
			0	107,230													
月 計		150,000	105,822	107,230	0	0	0	0	0	0	682	3,085	29,499	6,156	66,400	0	

整理番号

8-1

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

賃金支払明細書

令和1年7月分

支 払 を 受ける者	住 所			
氏 名				
賃 金		手 当	源泉徴 収税額	支 給 計
		超過勤務手当		
	69,600	0	0	69,600
支 払 者	住 所	大分県佐伯市鶴岡町2丁目7番23号		
	氏名又は名称	大分県議会議員 清田 哲也		

受 領 日	受領印
8月7日	

事業名、使途及び内容等

政務活動事務補助職員給与7月分

あん分による充当の場合

あん分の率 (50%)

按分による政務活動費の充当額 (34,800 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

8-2

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

賃金支払明細書

令和1年7月分

支 払 を 受ける者	住 所 氏 名			
賃 金		手 当	源泉徴 収税額	支 給 計
		超過勤務手当		
63,200		0	0	63,200
支 払 者	住 所 氏名又は名称	大分県佐伯市鶴岡町2丁目7番23号		

受 領 日	受領印
8月8日	

事業名、使途及び内容等

政務活動事務補助職員給与7月分

あん分による充当の場合

あん分の率 (50%)

按分による政務活動費の充当額 (31,600 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

8-3

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証

得意先コード:

清田 哲也 元年8月9日

金額

712312※

但し 名乗り代引き 内消費税

取入
円 印 紙

ありがとうございます 上記金額正に領収いたしました。

9in

インカンツティック キューアイン 本店 (097) 558-8585 □トキハ本店 (097) 558-1114 □佐伯店 (0972) 28-5121 □流山西町店 (03) 371-4391
 □南店 (097) 558-8585 □別府店 (0977) 24-8585 □羽田店 (03) 324-1777
 □明野店 (097) 556-8585 □中津店 (0979) 23-8585 □堺店 (096) 324-5139
 □森町店 (097) 521-8585 □宇佐店 (0978) 32-8539 □豊島店 (03) 235-2358
 □わさだ店 (097) 588-8885 □日田店 (0973) 28-5220 □永江町店 (096) 349-2770

キューアイン 本部 ☎870-0916 大分市高松東3丁目3-10

事業名、使途及び内容等

名刺印刷代 12,312円

あん分による充当の場合

あん分の率 (50%)

按分による政務活動費の充当額 (6,156 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

別紙様式第7号 (第4条関係)

整理番号	8-4														
領収書その他の証拠書類の添付欄															
<p style="text-align: center;">清田 哲也 様</p> <p>エコロジーで信頼な 「カードご利用代金WEB明細書サービス」</p> <p>「カードご利用代金WEB明細書サービス」をメールでお知らせし、 W Bで確認いただけます。詳しくは下記のURLをご覧ください。</p> <p>※家族カード、法人カード会員の方はご利用になれません。 お持ちのカード会員により、カード年会費が最大1,000円 (除く消費税)、割引(1)※年会費割引には条件があります。</p> <p>安心! 現在のご利用代金明細書を捨てるのはやめて安心!</p> <p>エコ! 現在のご利用代金明細書がなくなるので エコロジー!</p> <p>▼お申し込み・詳細はこちらから http://vpass.jp/web/</p> <p>011748# 明細書枚数 2枚中 2枚目</p> <p>清田 哲也 様</p> <p>カード名称 会員番号 加入切替日</p> <p>お支払登録番号 近畿財務局長(12) 第00209号</p> <p>お問い合わせ先 9:00~17:00 年中無休 (祝祭日・日曜を除く) お電話番号はお間違いないようにおかけください。 カード券面記載/24時間年中無休 0120-919-456 (06-6445-3530) ホームページ http://www.smbo-card.com</p> <p>お支払日 2019年8月13日(火) お支払合計額 お支払登録番号 カード名称 会員番号 加入切替日</p> <p>お客様の個人情報保護のため、会員番号の下3桁を表示しておりません。</p> <p>お支払登録番号はお間違いないようにおかけください。 カード券面記載/24時間年中無休 0120-919-456 (06-6445-3530) ホームページ http://www.smbo-card.com</p> <p>ご利用年月日 (年/月/日) ご 利 用 店 名 ご利用金額 支払今回 区分 回数 お支払金額 銀 委 金額 支払今回 区分回数 お支払金額 銀 委</p> <p>#19 710 毎日新聞販売店取扱料 3085 1 3085</p> <p>参考の印はポイントの対象利用となります。 お支払金額総合計 50406</p> <p>21 01-08-13 200</p> <tr> <td colspan="2">事業名、使途及び内容等</td> </tr> <tr> <td colspan="2">新聞購読料(7月分) 每日新聞 3,085円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">あん分による充当の場合</td> </tr> <tr> <td colspan="2">あん分の率 ()</td> </tr> <tr> <td colspan="2">按分による政務活動費の充当額 (円)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">一部のみ打切り充当した場合</td> </tr> <tr> <td colspan="2">政務活動費充当額 (円)</td> </tr>		事業名、使途及び内容等		新聞購読料(7月分) 每日新聞 3,085円		あん分による充当の場合		あん分の率 ()		按分による政務活動費の充当額 (円)		一部のみ打切り充当した場合		政務活動費充当額 (円)	
事業名、使途及び内容等															
新聞購読料(7月分) 每日新聞 3,085円															
あん分による充当の場合															
あん分の率 ()															
按分による政務活動費の充当額 (円)															
一部のみ打切り充当した場合															
政務活動費充当額 (円)															

整理番号

8-5

領収書その他の証拠書類の添付欄

領収書等の添付様式

2019年1月29日発行 001B6VM006818
 お支払いカードをご使用いただきありがとうございます。
 ごとにご利用いただきました「ご利用明細」と「お支払明細」「お支払日」を
 お読みください。お支払明細は、ご購入の商品の金額を記載してお支払いいただけますので、
 「お支払日」にてお支払日を記載しています。

登録番号 近畿財務局長(12) 第00209号


お問い合わせ先 9:00~17:00 年中無休(12/25~1/3を除く)
 お問い合わせの際はお支払カードをご用意ください。
 0120-919-012

お支払番号をお間違いないようにおかけください。
 カード紛失・盗難/24時間年中無休 0120-919-456 (06-6445-3530)
 ホームページ <http://www.smbc-card.com>

お支払日 2019年8月13日(火)


お支払合計額
支 店
科 目
口座番号

お客様の個人情報保護のため、口座番号の下3桁を表示しておりません。

カード名称
会員番号
加入・切替日

お客様の個人情報保護のため、会員番号の下3桁を表示しておりません。

円を今からリボ払いに変更できます。
 料をリボ払いに変更します。料 0120-863724 サービスコード「51」
www.smbc-card.com

ご利用年月日 (年/月/日)	ご利用店名	ご利用金額	支払区分	お支払金額	摘要	操作
O #19 711 イーレックススパークマーケティング		4222	1	1	4222	
お客様の個人情報保護のため、会員番号の下3桁を表示しておりません。						
備考の⑥印はポイントの対象利用となります。						
お支払金額総合計 50406						
2019-08-13 200						

事業名、使途及び内容等

電気使用料(イーレックススパークマーケティング)
 (7月分) 4,222円

あん分による充当の場合

あん分の率 (50%)

按分による政務活動費の充当額 (2,111 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

8-6

領収書その他の証拠書類の添付欄

領収書等の添付様式

大分県佐伯市 口座番号 01730-4-961087
加入者名 佐伯市水道事業

水道料金納入通知書兼領収書 (C)

令和元年 8月分 使用期間(7月 8日～8月 8日)

佐伯市鶴岡町2丁目7番23号

清田てつや事務所 様
(設備住所)
佐伯市鶴岡町2丁目7番23号

清田てつや事務所 様

お客様番号	00-012492-002
検針日	令和元年 8月 8日
使用水量	2 m³
水道使用料金	670 円
下水道使用料金	円
合計	670 円

使用料金には消費税及び地方消費税が加算されています。

納期限

令和元年 9月 2日

佐伯市長

田中 利明
(31)


上記の金額を
領収しました。

佐伯市水道事業

出納取扱金融機関

佐伯市水道事業

収納取扱金融機関

・領収日付印のな

いもの、金額を

訂正したものは

無効です。

・お問合せ窓口は

裏面に記載して

あります。

・この領収書は、

5年間保存して

ください。

収納代行 CNS㈱

収入印紙不要
(納入者保管)

事業名、使途及び内容等

水道使用料 (8月分) 670円

あん分による充当の場合

あん分の率 (50%)

按分による政務活動費の充当額 (335 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

8-7

領収書その他の証拠書類の添付欄

領収書等の添付様式

(A) 電気料金等領収証

年月分	金額(円)
2019/08	5,998
うち消費税等相当額	444
ご使用場所	
大分県佐伯市鶴岡町2丁目7番23号	

お支払人氏名
キヨタ テツヤ 様お客様番号
10073027ご契約種別
九州NP従量電灯B供給地点特定番号
0900002382715100000000お支払い 裏面をご覧のうえ 9月6日
までの期日 までにお支払ください。本領収証により集金員が料金を収納する
ことはありません。金額を訂正したもの、収納印のないもの
は無効です。

コンビニエンスストア用収入印紙貼付欄



お問い合わせ先（受取人名）
 イーレックス・パーク・
 マーケティング株式会社
 カスタマーセンター
 電話 0120-613-700
 収納代行DSK電算システム
 （コンビニエンス・ストア→お客様）

事業名、使途及び内容等

電気使用料(イーレックスパークマーケティング)

(8月分) 5,998円

あん分による充当の場合

あん分の率 (50%)

按分による政務活動費の充当額 (2,999 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

8-8

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

18 D 1- 8-20	送金	48,000		
19 D 1- 8-20	手数料	108		

事業名、使途及び内容等

事務所賃貸料	家賃	48,000
	手数料	108
		48,108

あん分による充当の場合

あん分の率 (50%)

按分による政務活動費の充当額 (24,054 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

8-9

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

21 D 1- 8-27

1,364 Dオオイタセロツクス

事業名、使途及び内容等

コピ一代(7月分) 1,364円

あん分による充当の場合

あん分の率 (50%)

按分による政務活動費の充当額 (682 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

政務活動費会計帳簿

会派名	自由民主党
議員名	清田 哲也

【令和元年9月分】

日	摘要	収入額	支出額	残額	調査研究費	研修費	広聴広報費	要請陳情活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務所費	事務費	人件費	その他	領收書番号	備考
	前月繰越		0	107,230													
2	新聞購読料(8月分)		3,821	103,409								3,821					9-1
2	新聞購読料(8月分)		3,085	100,324						3,085							9-2
5	政務活動事務補助職員給与(8月分)		22,400	77,924									22,400				9-3
5	政務活動事務補助職員給与(8月分)		27,200	50,724								27,200					9-4
10	折込料		97,291	△ 46,567					97,291								9-5
13	名刺代		8,316	△ 54,883									8,316				9-6
13	ゴム印代		2,970	△ 57,853								2,970					9-7
17	事務所水道料(9月分)		320	△ 58,173								320					9-8
20	事務所賃貸料		24,054	△ 82,227								24,054					9-9
26	新聞購読料(9月分)		3,085	△ 85,312						3,085							9-10
27	コピ一代(8月分)		693	△ 86,005						693							9-11
30	新聞購読料(9月分)		3,821	△ 89,826								3,821					9-12
30	ラベルシール代		12,600	△ 102,426					12,600								9-13
30	封筒印刷代		117,720	△ 220,146					117,720								9-14
30	県政報告印刷代		215,730	△ 435,876					215,730								9-15
30	県政報告郵送代		698,230	△ 1,134,106					698,230								9-16
	月 計	0	1,241,336	△ 1,134,106	0	0	0	1,141,571	0	0	693	13,812	24,374	11,286	49,600	0	

整理番号

9-1

領収書その他の証拠書類の添付欄

領収書等の添付様式

新聞購読料 領 収 証

清田 哲也 様

ご購読ありがとうございます。

下記金額を正に領収いたしました。

2019年8月分

領収日 9月2日

領収金額 ¥4,026

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞 大白蓮華	1,934 205	1 1	1,934 205

その他購読料等 領 収 証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞	1,887	1	1,887

販売店 龜井 浩治
 住 所 大分市大字森町853-1
 TEL 097-523-5213 FAX 097-523-5214

お申込No. 44026-65278(2105)



事業名、使途及び内容等

新聞購読料(8月分)

聖教新聞 1,934円

公明新聞 1,887円

3,821

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

按分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

9-2

領収書その他の証拠書類の添付欄

領収書等の添付様式

毎日新聞 領 収 証

53 0360 - 00 清田哲也事務所 様

佐伯市 鶴岡町

9/2

銘柄	部数	金額	消費税	合計
産経新聞	1	2857	228	¥3,085

毎日新聞佐伯販売店
 佐伯市中江町4-26
 TEL 23-4207 FAX 23-8432

每日新聞
 2019年08月分
 領收印

事業名、使途及び内容等

新聞購読料(8月分) 産経新聞 3,085円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

按分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

9-3

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

賃金支払明細書

令和1年8月分

支 払 を 受ける者	住 所			
氏 名				
賃 金	手 当	源泉徴 収税額	支 給 計	
44,800	0	0	44,800	
支 払 者	住 所	大分県佐伯市鶴岡町2丁目7番23号		
	氏名又は名称	大分県議会議員 清田 哲也		

受 領 日	受 領 印
9月5日	

事業名、使途及び内容等

政務活動事務補助職員給与8月分

あん分による充当の場合

あん分の率 (50%)

按分による政務活動費の充当額 (22,400 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

9-4

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

賃金支払明細書

令和1年8月分

支 払 を 受ける者	住 所			
氏 名				
賃 金	手 当		源泉徴 収税額	支 給 計
	超過勤務手当			
54,400		0	0	54,400
支 払 者	住 所	大分県佐伯市鶴岡町2丁目7番23号		
	氏名又は名称	大分県議会議員 清田 哲也		

受 領 日	受 領 印
9月5日	

事業名、使途及び内容等

政務活動事務補助職員給与8月分

あん分による充当の場合

あん分の率 (50%)

按分による政務活動費の充当額 (27,200 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

9-5

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証	№ 01073
<u>清田哲也事務所 殿</u>	
金額	百万 千 円
但し折込料	
上記のとおり領収いたしました	
令和元年9月10日	
株式会社 大分合同折込広告センター 佐伯営業所 〒876-0835 佐伯市鶴岡町2丁目6番39号 東海産業鶴岡第1ビル TEL 0972-23-8890	
<input checked="" type="checkbox"/> 現金 <input type="checkbox"/> 小切手 <input type="checkbox"/> 払 <input type="checkbox"/> 者	

事業名、使途及び内容等

新聞折込料 97,291円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

按分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

9-6

領収書その他の証拠書類の添付欄

領収書等の添付様式

2019年 9月13日

一連No003229
領収No000007

領 収 書

清田 哲也 様

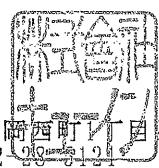
¥16,632-

(但し 名刺代として、正に領収致しました)
印刷面を内側に折って保管願います

印

内税対象計 8.0% ¥16,632-
内税 ¥1,232-

佐伯店
佐伯市鶴橋西町1丁目211
TEL 0972-98-3121



事業名、使途及び内容等

名刺印刷代 16,632円

あん分による充当の場合

あん分の率 (50%)

按分による政務活動費の充当額 (8,316 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

9-7

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

~2019年 9月13日
一連No003227
領収No000006

領 収 書
清田 哲也 様
¥5,940-

内税対象計 8.0% ¥5,940-
内税 ¥440-

(但し ゴム印代として、正に領収致しました)
印刷面を内側に折って保管願います 印



佐伯店
佐伯市鶴岡西町1丁目2 1番
TEL 0972-28-5121



事業名、使途及び内容等

ゴム印代 5,940円

あん分による充当の場合

あん分の率 (50%)

按分による政務活動費の充当額 (2,970 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

9-8

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

大分県佐伯市 口座番号 01730-4-961087
加入者名 佐伯市水道事業

水道料金納入通知書兼領収書 (公)

令和元年 9月分 使用期間(8月 8日～9月 8日)
佐伯市鶴岡町2丁目7番23号清田てつや事務所 様
(設備住所)
佐伯市鶴岡町2丁目7番23号

清田てつや事務所 様

お客様番号	00-012492-002
検針日	令和元年 9月 8日
使用水量	1 m³
水道使用料金	640 円
下水道使用料金	円
合計	640 円

使用料金には消費税及び地方消費税が加算されています。

納期限

令和元年 9月 30日

佐伯市長

田中 利明 職員(31)

上記の金額を
領収しました。

佐伯市水道事業

出納取扱金融機関

佐伯市水道事業

収納取扱金融機関

領収日付印のな

いものの金額を

訂正したものは

無効です。

お問合せ窓口は

裏面に記載して

おります。

この領収書は、

5年間保存して

ください。

収納代行 CNS(株)

領収日付印

出納済

1.9.17

大分県佐伯市

鶴岡2丁目

公用金

受取印紙不要

(納入者保管)

事業名、使途及び内容等

水道使用料(9月分) 640円

あん分による充当の場合

あん分の率 (50%)

按分による政務活動費の充当額 (320 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

9-9

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

23 D 1- 9-20	送金	48,000	[REDACTED]	[REDACTED]
24 D 1- 9-20	手数料	108	[REDACTED]	[REDACTED]

事業名、使途及び内容等

事務所賃貸料	家賃	48,000
	手数料	108
		48,108

あん分による充当の場合

あん分の率 (50%)

按分による政務活動費の充当額 (24,054 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

9-10

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄



毎日新聞 領 収 証

53 0360 - 00 清田哲也事務所 様

佐伯市鶴岡町

9/26

銘 柏	部数	金 額	消費税	合 計
産経新聞	1	2857	228	¥3,085

消費税を含む
毎度ご購読有難うござ
います。

毎日新聞佐伯販売店
佐伯市中江町4-26
TEL 23-4207 FAX 23-8432

毎日新聞
2019年09月分
領 収 印

事業名、使途及び内容等

新聞購読料(9月分) 産経新聞 3,085円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

按分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

9-11

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

3 D 1- 9-27		1,386	Dオイタセロウス	
-------------	--	-------	----------	--

事業名、使途及び内容等

コピ一代(8月分) 1,386円

あん分による充当の場合

あん分の率 (50%)

按分による政務活動費の充当額 (693 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

9-12

領収書その他の証拠書類の添付欄

領収書等の添付様式

新聞購読料 領 収 証

清田 哲也 様

ご購読ありがとうございます。

下記金額を正に領収いたしました。

2019年9月分

領収日 9月30日

領 収 金 額

¥4,026

*10月分から、定価(税込)が変わるものもあります。

品 名	定価(税込)	部 数	金 額
聖教新聞	1,934	1	1,934
大白蓮華	205	1	205

その他購読料等 領 収 証

品 名	定価(税込)	部 数	金 額
公明新聞	1,887	1	1,887

販売店 亀井 浩治

住所 大分市大字森町853-1

TEL 097-523-5213 FAX 097-523-5214



お申込No. 44026-65278(2105)

事業名、使途及び内容等

新聞購読料(9月分)

聖教新聞 1,934円

公明新聞 1,887円

3,821円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

按分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

9-13

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証

清田哲也

様 No._____



¥ 12,600 -

但

R1年 9月30日 上記正に領収いたしました

内 訳

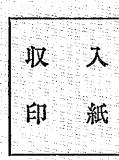
文具・事務機器・事務用品

税抜金額

有限会社 ヤマムラ

消費税額等(%)

代表取締役 山村玲

大分県佐伯市中村北町128
文具・事務機器 (0972)22-0415
取引銀行 大分銀行佐伯支店 普通預金 140821

事業名、使途及び内容等

県政報告で使用したラベルシール代

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

按分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

9-14

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証

II № 03549

清田 哲也 事務所 様

2019年9月30日

金	¥	1	1	7	7	2	0
---	---	---	---	---	---	---	---

消費税

上記の通り領収致しました。



現 金	✓
小切手	
手 形	
振 込	



元屋印刷株式会社

代表取締役 青 柳

本 社 佐伯市鶴谷町3丁目1番9号 TEL 0972-24-0900
 びっくあっぷ編集部 TEL 0972-20-3225
 大分営業所 大分市豊海3丁目7-2-104 TEL 097-513-4175
 白津営業所 津久見市上青江栄町4940 TEL 0972-82-7800



事業名、使途及び内容等

県政報告で使用した封筒印刷代 長3号 10,000枚

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

按分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

9-15

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証

No 03550

清田哲也 事務所 様

2019年9月30日

金 ￥ 二 一 五 七 三 〇

消費税

上記の通り領収致しました。



現 金	✓
小切手	
手 形	
振 込	



元屋印刷株式会社

代表取締役 青 柳



本 社 佐伯市鶴谷町3丁目1番9号 TEL 0972-24-0900
 びっくあっぷ編集部 TEL 0972-20-3225
 大分営業所 大分市豊海3丁目7-2-104 TEL 097-513-4175
 白津営業所 津久見市上青江栄町4940 TEL 0972-82-7800



事業名、使途及び内容等

県政報告印刷代 23,500枚

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

按分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

9-16

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領収書

毎度ありがとうございます。

お客様名: 清田 千也 様													
お客様番号: 〒 876-0835													
住所: 佐伯市鶴岡町2-7-23													
料 金 額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円			
				¥ 6	9	8	2	3	0				
別納引受 (内訳)													
<種別>			<特殊取扱>			<収益/サイン>			<送(領)款><準備(円)>			<料金(円)><領収>	
第1種定形						25.0g			8,515 82			698,230	
						小計						698,230	
料金計 698,230円 割引計 0円 領収計 698,230円 (内消費税等 51,720円)													
非課税計 0円 お預り現金 700,000円 合計 698,230円 おつり 1,770円													
上記のとおり領収しました。 〒 100-8792 日本郵便株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1 連絡先: 佐伯郵便局 電話番号: 0570-943-236 担当: [REDACTED] 発行番号: 19093000001 発行日時: 2019年9月30日 10:12													
印紙税申告納付につき鶴岡町 税務署承認済											領収日		
											2019.09.30		

20190930-2001-720040-7170910-190930d0001-001

事業名、使途及び内容等

県政報告郵送代 82円×8,515通=698,230円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

按分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

政務活動費会計帳簿

会派名	自由民主党
議員名	清田 哲也

【令和元年10月分】

日	摘要	収入額	支出額	残額	内訳(使途項目別)						領収書番号	備考			
					調査研究費	研修費	広報費	要請講演費	会議費	資料購入費	事務所費	事務費	人件費	その他	
前月繰越		0	△ 1,134,106												
7 文具代		742	△ 1,134,848									742		10-1	
7 事務所電気料 (9月分)		2,202	△ 1,137,050							2,202				10-2	
8 政務活動事務補助職員給与 (9月分)		31,000	△ 1,168,050									31,000		10-3	
8 政務活動事務補助職員給与 (9月分)		35,400	△ 1,203,450									35,400		10-4	
15 政務活動費受入 (10月)		150,000	0	△ 1,053,450											
17 事務所水道料 (10月分)		320	△ 1,053,770									320		10-5	
21 政務活動費受入 (10月)		250,000	0	△ 803,770											
21 事務所管資料		24,055	△ 827,825									24,055		10-6	
24 県政報告折込料		43,252	△ 871,077					43,252						10-7	
26 新聞購読料 (10月分)		3,085	△ 874,162									3,085		10-8	
28 コピ一代 (9月分)		1,391	△ 875,553									1,391		10-9	
31 新聞購読料 (10月分)		3,821	△ 879,374									3,821		10-10	
		0	△ 879,374												
		0	△ 879,374												
		0	△ 879,374												
		0	△ 879,374												
月 計		400,000	145,268	△ 879,374	0	0	43,252	0	0	1,391	6,906	26,577	742	66,400	0

整理番号

10-1

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

2019年10月 7日

一連No004006
領収No000003

領 収 書

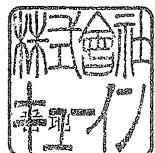
清田てつや事務所 様

¥1,485-

内税対象計 10.0% ¥1,485-
内税 ¥135-

(但し として、正に領収致しました)

印刷面を内側に折って保管願います

佐伯店
佐伯市鶴岡西町1丁目21
TEL 0972-28-5121

事業名、使途及び内容等

文具代(スタンプ台) 1,485円

あん分による充当の場合

あん分の率 (50%)

按分による政務活動費の充当額 (742 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

10-2

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

11 D 1-10- 7

4,404 SMBC(イーレックスス) 電気料

事業名、使途及び内容等

電気使用料(イーレックススパークマーケティング)

(9月分) 4,404円

あん分による充当の場合

あん分の率 (50%)

按分による政務活動費の充当額 (2,202 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

10-3

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

賃金支払明細書

令和1年9月分

支 払 を 受ける者	住 所 氏 名			
賃 金		手 当	源泉徴 収税額	支 給 計
		超過勤務手当		
62,000		0	0	62,000
支 払 者	住 所 氏名又は名称	大分県佐伯市鶴岡町2丁目7番23号 大分県議会議員 清田 哲也		

受 領 日	受領印
10月8日	

事業名、使途及び内容等

政務活動事務補助職員給与9月分

あん分による充当の場合

あん分の率 (50%)

按分による政務活動費の充当額 (31,000 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

10-4

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

賃金支払明細書

令和1年9月分

支 払 を 受ける者	住 所 氏 名			
賃 金		手 当	源泉徴 収税額	支 給 計
		超過勤務手当		
70,800		0	0	70,800
支 払 者	住 所 氏名又は名称	大分県佐伯市鶴岡町2丁目7番23号 大分県議会議員 清田 哲也		

受 領 日	受領印
10月8日	

事業名、使途及び内容等

政務活動事務補助職員給与9月分

あん分による充当の場合

あん分の率 (50%)

按分による政務活動費の充当額 (35,400 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

10-5

領収書その他の証拠書類の添付欄

領収書等の添付様式

大分県佐伯市 口座番号 01730-4-961087
 加入者名 佐伯市水道事業
水道料金納入通知書兼領収書 (公)

令和元年10月分 使用期間(9月8日～10月7日)
 佐伯市鶴岡町2丁目7番23号

清田てつや事務所 様
 (設備住所)
 佐伯市鶴岡町2丁目7番23号

清田てつや事務所 様

お客様番号	00-012492-002
検針日	令和元年10月7日
使用水量	1 m³
水道使用料金	640 円
下水道使用料金	円
合計	640 円

使用料金には消費税及び地方消費税が加算されています。

納期限
令和元年10月31日

佐伯市長

田中 利明 証(31)

上記の金額を
領収しました。

佐伯市水道事業

出納取扱金融機関

佐伯市水道事業

収納取扱金融機関

・領収印付印のな

いもの、金額を

訂正したものは

無効です。

・お問合せ窓口は

裏面に記載して

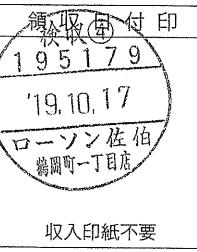
おります。

・この領収書は、

5年間保存して

ください。

収納代行 CNS(株)

収入印紙不要
(納入者保管)

事業名、用途及び内容等

水道使用料(10月分) 640円

あん分による充当の場合

あん分の率 (50%)

按分による政務活動費の充当額 (320 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

10-6

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

7 D 1-10-21	送金	48,000		
8 D 1-10-21	手数料	110		

事業名、使途及び内容等

事務所賃貸料	家賃	48,000
	手数料	110
		48,110

あん分による充当の場合

あん分の率 (50%)

按分による政務活動費の充当額 (24,055 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

10-7

領収書その他の証拠書類の添付欄

領収書等の添付様式

収入印紙

領 収 証 № 01234

清田哲也事務所 殿

金額		百万	千	円
		4	5	2

但し折込料として

上記のとおり領収いたしました

1年10月24日

<input checked="" type="checkbox"/>	現金
<input type="checkbox"/>	小切手
<input type="checkbox"/>	

株式会社 大分合同折込広告セン

佐伯営業

〒876-0835 佐伯市鶴岡町2丁目6番39号 東海産業鶴岡ビル
TEL 0972-23-8890

扱者



事業名、使途及び内容等

県政報告新聞折込料 43,252円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

按分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

10-8

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄



事業名、使途及び内容等

新聞購読料(10月) 産経新聞 3,085円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

按分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

10-9

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

10 D 1-10-28

2,782

Dオオイタセバロツクス

事業名、使途及び内容等

コピ一代(9月分) 2,782円

あん分による充当の場合

あん分の率 (50%)

按分による政務活動費の充当額 (1,391 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

10-10

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

新聞購読料 領 収 証

清田 哲也 様

ご購読ありがとうございます。

下記金額を正に領収いたしました。

2019年10月分

2019
領収日 10月 31 日

領収金額

¥4,030

*消費税率変更により、10月分から定価(税込)が変わりました。

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934
大白蓮華	209	1	209

その他購読料等 領 収 証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。

(10%対象 209)
(8%対象 3,821)

販売店 亀井 浩治
 住 所 大分市大字森町853-1
 TEL 097-523-5213 FAX 097-523-5214

お申込No. 44026-65278(2105)



事業名、使途及び内容等

新聞購読料(10月分)

聖教新聞 1,934円

公明新聞 1,887円

3,821円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

按分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)